



高齢の方

気になるページをご覧ください

介護保険について知りたい
次のページ

P.42

- ▶ 介護サービスを利用するには? P.43
- ▶ どんなサービスが受けられる? P.45

病院・診療所

P.54

- ▶ 健診・相談・救急 P.55
- ▶ 予防接種 P.47

介護や認知症の支援を
受けたい

P.47

- ▶ 相談したいときは、
地域包括支援センターへ P.45

デマンドタクシー・
コミュニティバス

P.48

怪しい電話がかかってきた…
これって詐欺!?

P.87

後期高齢者医療制度

P.74

その他

- ▶ いろいろな相談窓口が知りたい P.97
- ▶ 耐震・リフォーム、公営住宅など
住まいに関すること P.88



高齢の方

〈 広告 〉



(有)ケアセンター宇和島

事業内容

- ホームヘルパー
- ケアマネジャー
- デイサービスえん
- 福祉用具レンタル販売 住宅改修
- 宇和島家政婦紹介所

サービス付き高齢者向け住宅
MAISON DIEU TSU・DO・I 丸の内

メゾン デュー つどい




HP <http://cc-uwajima.jp>

宇和島市丸之内2-1-7 TEL:0895-22-0401 ☎ **0120-72-0409**

介護保険

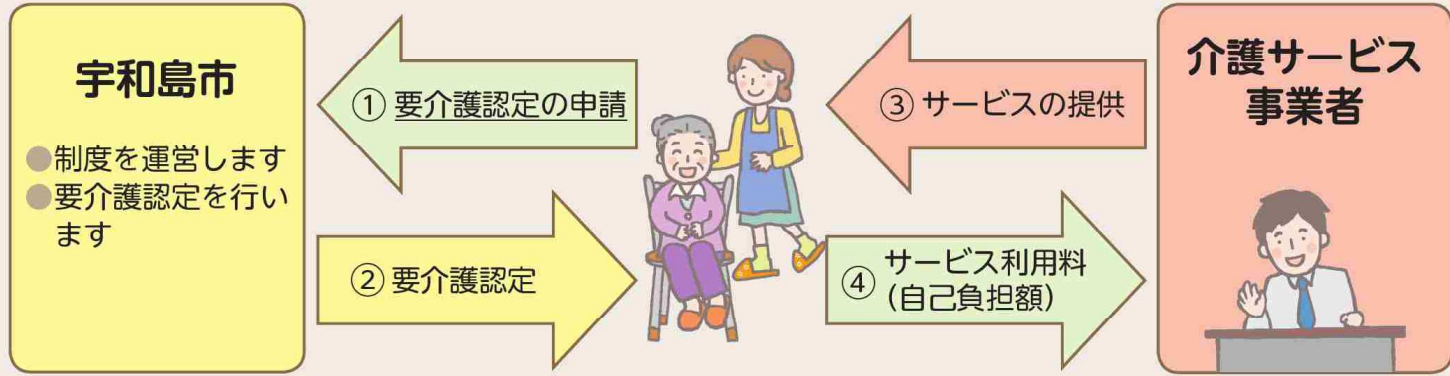
高齢者福祉課 ☎ 49-7018

介護保険制度は高齢になって介護が必要になっても、安心して暮らすための制度です。

介護保険のしくみ

40歳以上の方が加入者(被保険者)となって保険料を負担し、介護や支援が必要となったときは、介護や支援がどれくらい必要かを判断する要介護認定を受けて、費用の一部を負担することで介護保険サービスが利用できます。

介護保険のしくみ



要介護認定を受けた場合に、1割または2割負担で介護保険サービスを利用できます。

※高額所得者や保険料滞納者は負担割合が異なる場合があります

詳しくは P45・46をご参照ください

40歳以上のすべての人が加入者(被保険者)です

40歳～64歳(第2号被保険者)



保険料は、医療保険の保険料と一緒に徴収します。

65歳以上(第1号被保険者)



保険料は、年金からの天引きなどで徴収します。
(年金額が年額18万円未満の人は納付書などで納めます)

〈 広告 〉

エフカポイントが付きます! **エフカ**

くらしの便利サービス **おたすけくん** **FS 株式会社 フジセキュリティ**

◎ フジセキュリティは、フジカンパニーズの一員です!

ご家庭での困りごと、どんな小さなことでもお気軽にお問い合わせください!!

0120-992-887

受付時間/午前9時～午後6時

ご相談・お見積り 無料で承ります!!

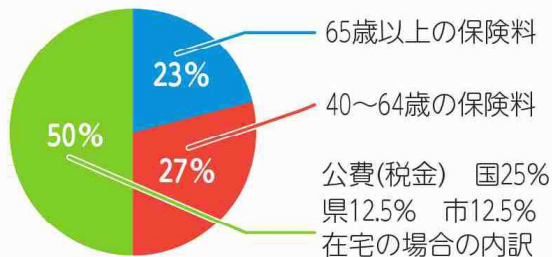
フジグラン北宇和島 ご相談コーナー

フジグラン北宇和島1階 フジ保険ショップ横
[受付時間/午前10時～午後6時]

取扱いサービス例	
住まいのリフォーム ■ キッチン ■ トイレリフォーム ■ 外壁 ■ 屋根改修塗装工事 など	ハウスクリーニング ■ 換気扇クリーニング ■ トイレ・浴室クリーニング ■ レンジフードクリーニング ■ ガスレンジクリーニング ■ 網戸クリーニング ■ エアコンクリーニング など
修理・修繕 ■ 網戸の張り替え ■ 障子・襖の貼り替え ■ 壁紙、クロスの張り替え ■ 畳の表替え など	水まわり・トイレまわり ■ 各種水栓取り替え ■ 排水詰まり処理 ■ トイレの水漏れ・詰まり処理 ■ 温水洗浄便座取り替え など
庭仕事・草取り ■ 草刈り、草取り作業 ■ シロアリ駆除、防除 ■ 樹木の剪定、伐採 ■ 蜂の巣駆除 など	各種小工事 ■ 浴室・トイレ換気扇交換 ■ エアコン撤去・設置 ■ 便器・便座交換 ■ 波板張り替え ■ 雨樋修理 ■ 雨漏り修理 など
家事のお手伝い ■ 家具の分解、組立、移動 ■ 購入された商品の組み立て ■ 照明球の交換 ■ 荷物の運搬 など	その他 ■ お墓参り代行(清掃等) ■ 空き家巡回管理サービス など

▶ 40歳～64歳の保険料

40～64歳(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式で決まります。40歳以上が納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



▶ 65歳以上の保険料

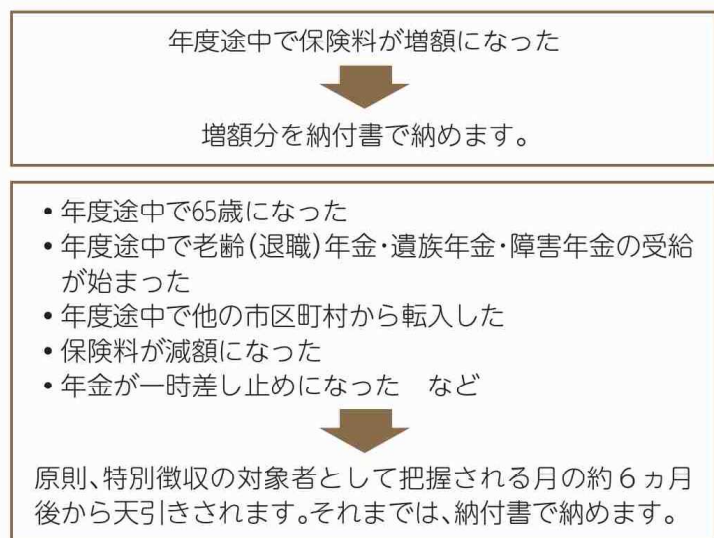
年金が年額18万円以上の人

年金から天引きされます。(特別徴収)
保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きされます。

年金の支払月



年金から天引きされる場合でも、一時的に納付書で納めることがあります。



年金が年額18万円未満の人

納付書で各自納めます(普通徴収)

市から届く納付書を使い、取り扱い金融機関で納めます。

▶ 忙しかったり、なかなか外出ができなかったりする人は介護保険料の口座振替が便利

申込方法

取扱金融機関の窓口で「口座振替依頼書」がありますので、①通帳、②通帳届出印、③介護保険料の納付書を持参して手続きしてください。

残高不足などで振替ができなかった場合は、再振替しますので、振替日までに残高の確認をお願いします。

▶ 保険料を滞納すると

特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合、未納時期に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1割(※または2割もしくは3割)である利用者負担が3割(※4割)になります。保険料は必ずお納めください。

1年間滞納	サービスを利用したとき、利用料の全額をいったん自己負担しなければなりません。(9割※相当分が後で払い戻されます)
1年6ヵ月間滞納	後から払い戻されるはずの給付費【9割※相当分】の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合があります。
2年以上滞納	未納期間に応じて、本来1割※である利用者負担が3割※に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

※高額所得者は負担割合が異なる場合があります。



高齢の方

介護保険サービスを利用するには

介護保険のサービスを利用できる人

40歳～64歳(第2号被保険者)

特定疾病(※)が原因で、介護が必要であると認定された場合にサービスを利用できます。

※特定疾病

筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、多系統萎縮症、初老期における認知症、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症、脳血管疾患、パーキンソン病関連疾患、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、がん末期

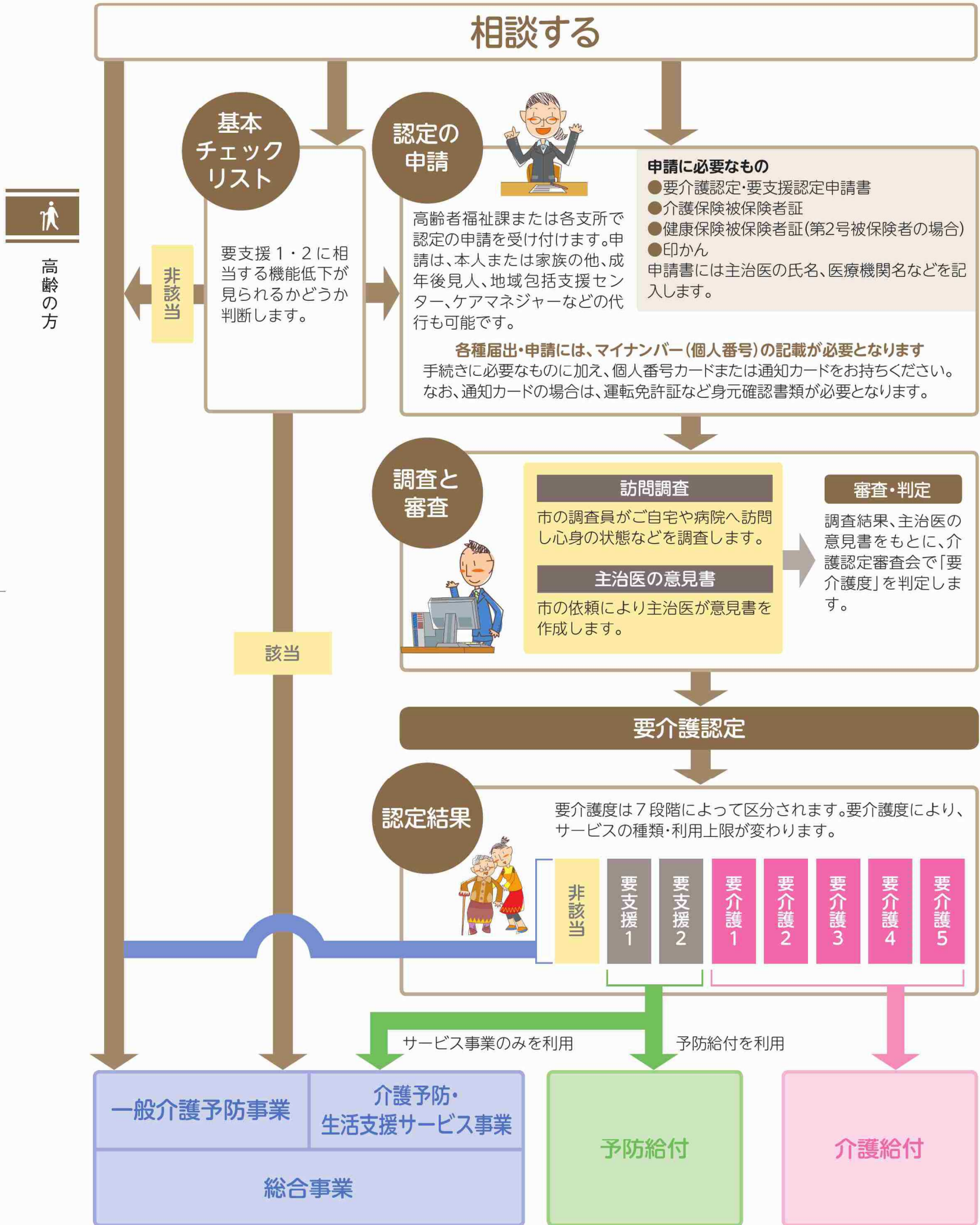
65歳以上(第1号被保険者)

介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。



サービス利用までの流れ

高齢者福祉課または地域包括支援センターへ希望するサービスなどをご相談ください。



高齢者の生活をサポート 地域包括支援センター

高齢者の生活をあらゆる面からサポートする総合相談機関です。保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が対応し、関係機関と連携しながら支援を行っています。

※相談は無料で、秘密は厳守します

▶おもなサービス内容

- 高齢者の健康状態や介護に関する相談支援、自立を目指した介護予防のケアプラン作成
- 高齢者の人権や財産を守る権利擁護(成年後見制度、高齢者虐待防止)に関する相談や支援
- 認知症の人への相談支援、認知症サポーター養成講座の開催
- 高齢者の健康や介護予防についての話



介護のことで悩みがある。
相談に乗ってほしい。



認知症について知りたい。
認知症かもしれない、
どうすればよい?

高齢者福祉課内 ☎49-7019



高齢の方

利用できるサービス

高齢者福祉課 ☎ 49-7018 地域包括支援センター ☎ 49-7019

▶おもな在宅サービス

サービスの種類	内容	介護サービス	介護予防サービス
訪問介護(ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーなどが、家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの身の周りの世話をを行います。	●	—
訪問看護	医師の指示の下、看護師などが家庭を訪問して、健康状態の観察および症状に応じた看護などを行います。	●	●
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴などの介護や機能訓練などを受けます。	●	—
短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けます。	●	●
認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)	認知症高齢者を対象に、デイサービスセンターなどで日常生活上の支援や機能訓練を行います。	●	●
小規模多機能型居宅介護	デイサービスのような通所サービスを中心に、必要に応じて自宅への訪問による介助や宿泊サービスを提供します。	●	●
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差解消など小規模な住宅改修費の9割(※または8割もしくは7割)を支給します。(上限あり)	●	●
福祉用具貸与	歩行器、車いす、介護用ベッドなどをレンタルします。(一部制限あり)	●	●
特定福祉用具購入費の支給	ポータブルトイレ、入浴用のいすなどの購入費の9割(※または8割もしくは7割)を支給します。(上限あり)	●	●

〈 広告 〉

宇和島医師会訪問看護ステーション
医師会通所看護 さくらまち

◆ 事業内容 ◆

- ◆ 訪問看護
- ◆ 療養通所介護
- ◆ 障害者生活介護
- ◆ 放課後等デイサービス
- ◆ 児童発達支援

宇和島市桜町1-50
TEL0895-22-5897

安心・安全・おいしく食べよう

ハーブ歯科 デイサービスあん

あん あん宇和島

〒798-0081
宇和島市中沢町1丁目2-10
(国道56号線 谷耳鼻咽喉科前)

お問い合わせ
TEL 0895-20-1213
FAX 0895-20-1215

あん宇和島 あん宇和島
あん宇和島 あん宇和島
あん宇和島 あん宇和島
あん宇和島 あん宇和島

社会福祉法人正和会
介護老人保健施設

もり
やすらぎの杜

〒798-0077 宇和島市保田甲1932番地2
TEL0895-27-3611(代表) FAX0895-27-3612
E-mail: yasuragi@shouwakai.jp

▶入所系サービス

サービスの種類	内容	介護サービス	介護予防サービス
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	自宅で自立生活や介護を受けることが困難な人が入所し、食事、排せつなどの介護を受けて生活する施設です。	● (原則、要介護3以上の人が利用できます)	—
介護老人保健施設	病状が安定している人で、病気やけがなどにより機能訓練などを必要とする人が入所する施設です。 (例)脳卒中などで身体にまひなどが残っていて、在宅での生活に向けて機能訓練を行うためなど。	●	—
特定施設入居者生活介護	介護保険サービス事業所として指定を受けている有料老人ホームなどで、支援や介護が必要な入居者に、介護や日常生活上の世話をを行います。	●	●
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	グループホームで少人数で生活しながら、日常生活上の支援を行います。	●	● (要支援2の人が利用できます)



高齢の方

▶介護予防・日常生活支援総合事業

なるべく介護を必要としない暮らしを送り、もし必要となっても悪化させないようにするための総合的な予防事業です。要介護認定が軽度または非該当の人でもサービスを利用できる他、介護予防のための活動を行いたい場合に支援を受けることもできます。

介護予防・日常生活支援総合事業

事業名	介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
内容	【訪問型サービス】 ホームヘルパーの訪問介護サービスに相当するもので、洗濯、掃除などを支援します。 【通所型サービス】 通所介護サービスに相当するもので、施設などでの日常生活の支援や、生活向上のための支援をします。	【介護予防普及啓発事業】 ・介護予防のための「生き生き教室」を開催します。 ・「うわじまガイヤ健康体操」の普及活動を支援します。 ・ガイヤマイレージ(うわじまガイヤ健康体操の実施によりポイントがたまる)による介護予防への取組みを図ります。
対象	・要介護認定で要支援1または2の判定を受けた人 ・基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人	・65歳以上のすべての人 ・65歳未満の介護予防の支援活動に関わる人
問合せ	地域包括支援センター ☎49-7019	地域包括支援センター ☎49-7019

〈 広告 〉

社会福祉法人 吾子苑
特別養護老人ホーム サンランド
 ケアハウス サンランド
 デイサービスセンター サンランド
 サンランド訪問介護事業所
 居宅介護支援事業所 サンランド
 高齢者住宅「人と…」
 宇和島市吉田町立間尻甲727-1
 TEL.0895-20-2711
 FAX.0895-52-2225

ai-wellness
**サービス付 高齢者向け住宅
 デイサービス**
株式会社 愛ウェルネス
 宇和島市丸穂町1丁目1番27号
TEL.0895-25-5138

地域の皆様の集う場所
オレンジカフェひだまり
 定休日(日)(火)
 生き生き教室(木)
 交流の場・研修の場何でもあり
 一度のぞいてみて下さい
 宇和島市堀端町1-55
TEL.FAX 0895-28-6375
 NPO法人 ささえあいの会

高年齢者支援

介護支援

高齢者福祉課 ☎ 49-7018

▶ 介護用品を給付します

対象 市内に住所がある要介護認定4～5の人を在宅で介護している同居家族など(要介護者及び同居家族が市民税非課税世帯であることが要件)

内容 月額上限6,000円の介護用品(紙おむつや尿とりパッドなど)の現物支給を行います。

▶ 介護手当支給(在宅寝たきりの場合など)

在宅の中重度の要介護者を抱える介護者の労をねぎらい支援を行います。

対象 市内に住所がある65歳以上の要介護認定3～5の高齢者を在宅で介護している同居家族など(過去1年間介護サービスを利用することなく介護保険料を納付していることが要件)

内容 市民税非課税世帯…月額30,000円
市民税課税世帯…月額10,000円

生活支援

▶ 高齢者の予防接種

保険健康課 保健企画係 ☎ 24-1111(内線2137)

定期的予防接種として高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌感染症の予防接種を委託医療機関で行っています。

種類	対象者	
インフルエンザ	接種日に65歳以上の人	<ul style="list-style-type: none"> 接種期間は10月15日～12月31日まで 予診票は医療機関に設置 自己負担金は1,000円 生活保護を受給している人は自己負担金を免除(証明書が必要)
肺炎球菌感染症	平成26～30年度の4月から翌年3月末日までに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人	<ul style="list-style-type: none"> 接種期間は4月1日～3月31日まで 対象者には、高齢者定期予防接種記録カード・予診票が届きます 自己負担金は4,000円 生活保護を受給している人は自己負担金を免除(証明書が必要)

※60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能・ヒト免疫不全ウイルスで日常生活が極度に制限される障害がある人(身体障害者手帳1級相当)も対象になります

▶ もしもに備えて緊急通報体制

高齢者福祉課 ☎ 49-7018

緊急通報装置の設置(貸与)により、オペレーターによる安否確認や健康状態の把握、夜間休日等にも簡単な相談ができます。緊急ボタンを押すと、電話回線(通話料自己負担)を通じて緊急通報センターに通報、応答対応します。

対象 おおむね65歳以上の単身高齢者や高齢者のみの世帯であり、虚弱、重度の身体障害、生活環境または精神上で支援が必要とされる人など

▶ 見守り配食サービス

高齢者福祉課 ☎ 49-7018

自宅まで昼食(弁当)を配達し、安否確認を行います。(弁当代実費負担あり)

対象 満65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯などで、心身機能の低下により食事の確保が困難で、見守りが必要であると認められる人

認知症支援

地域包括支援センター ☎ 49-7019

▶ 認知症初期集中支援チーム

軽度認知症(MCI)の疑いがある人等を訪問し、適切な支援につなげます。

▶ 高齢者見守りネットワーク「だんだんネット」

高齢者が日常的に利用したり、立ち寄りしたりする商店や事業所、高齢者の自宅やその周辺で接点のある事業者などの協力により、一人暮らしの高齢者などを見守りします。

事業に協力いただける事業者は、「だんだんネット協力事業所」として登録してください。

▶ 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、見守り、支援するため、認知症サポーターを養成しています。

養成講座の開催を希望される場合は、地域包括支援センターまでお問い合わせください。



高齢の方

▶ はり・きゅう施術費を助成します

高齢者福祉課 ☎ 49-7018

1ヵ月に10回を限度に、市指定はり・きゅう施術機関での施術に対して1術770円、2術840円の助成を行います。

対象 75歳以上または障害認定で後期高齢者医療保険に加入している人

▶ 離島交通費を助成します

高齢者福祉課 ☎ 49-7018

離島等の在住者が本土の医療機関、介護保険施設等を利用するための乗船費用(復路)の助成を行います。

対象 満65歳以上で戸島、嘉島、日振島、竹ヶ島または大島地区に住み、市税、国民健康保険料、介護保険料の滞納がない人

交通が不便な地域の公共交通

企画情報課 ☎ 49-7003

デマンドタクシー

市内の公共交通空白地域で、指定の停留所から目的地(公共施設・病院など)まで、あらかじめ決められた時間帯に、バス並みの運賃で移動することができます。

利用には事前登録と、利用ごとの予約が必要です。

同じ時間帯に予約のあった他の利用者と乗り合いでの利用となります。

路線バスが運行していない宇和島地区、吉田地区、三間地区の一部地域にお住まいの人が利用できます。

▶ 利用方法

デマンドタクシーを運行する事業者に「何時の便でどこからどこへ行きたいか」を電話予約して伝えます。

はじめて利用される人は、企画情報課、各支所、デマンドタクシーを運行する事業者のいずれかで事前登録が必要です。

▶ 運賃

▶ 宇和島地区… 1回300円

▶ 吉田地区、三間地区… 1回200円

コミュニティバス

公共交通空白地域、不便地域の解消を図るため、市が主体となって実施している乗合バスです。

通常の路線バスと同様に、決まった時刻に決まった路線を運行しています。

路線バスが運行していない吉田地区、三間地区、津島地区の一部地域で運行していて、どなたでも利用できます。

▶ 利用方法

行き先と時刻を確認して、コミュニティバスの停留所からお乗りください。

事前登録や予約は不要です。

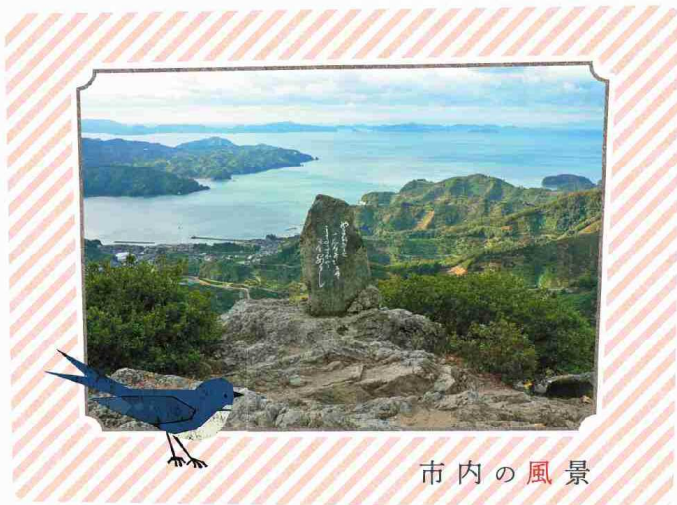
▶ 運賃

▶ 吉田地区、三間地区、津島地区… 1回200円

デマンドタクシー・コミュニティバスの路線図、時刻表については、企画情報課までお問い合わせください。



高齢の方



市内の風景



市内の風景



市内の風景



市内の風景